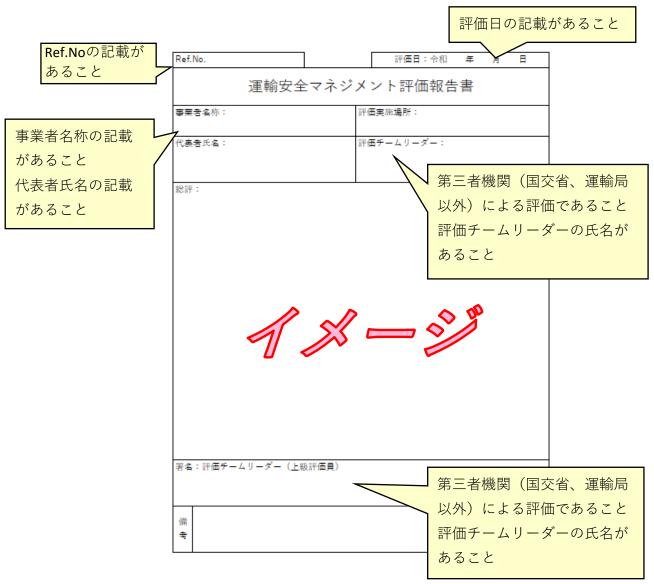
グループ4-(3) 国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の受審

以下の「運輸安全マネジメント評価報告書」の提出が必要です。



安全マネジメント評価第三者認定機関

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03management/thirdparty.html

「国土交通省が行う運輸安全マネジメント評価」ではないこと

国土交通省が行う運輸安全マネジメント評価は、国交省が事業者を選定し行う事業であり、事業者自らが行う取り組みではないため、「安全性に対する取組の積極性」の評価対象とはなりません。あくまでも上記の第三者認定機関が行う「安全マネジメント評価」が対象となります。

また、国土交通省が認定した「運輸安全マネジメント認定セミナー」は、受講はグループ1-(2)で評価する対象となりますので、誤ってこの項目に資料添付をしないように注意してください。